

所管事務調査報告

	民生福祉常任委員会
	令和元年 9 月 4 日
調査事項	1. 地域支え愛ポイント制度 2. 手話言語条例 3. 介護予防及び認知症総合支援事業
調査日時	令和元年 8 月 6 日から 8 月 7 日まで
調査項目	1. 少子高齢化の対応として、市民・事業者・行政が役割分担し、「地域支え愛ポイント制度」と「地域通貨Kマネーの発行」により「支え愛のサイクル」を構築【岐阜県可児市】 2. ろう者とろう者以外の者が理解し合い、共に暮らすことのできる地域社会実現のための条例制定【愛知県常滑市】 3. 認知症を予防できるまち、認知症になっても安心して暮らすことのできるまちを目指す取組み【愛知県大府市】
調査によって明らかになった事項	1. 地域支え愛ポイント制度について【可児市】 社会福祉協議会に業務委託している「地域支え愛ポイント制度」は、住みごこち一番・可児の重点方針（4つの柱）の中の「高齢者の安気づくり」と「子育て世代の安心づくり」の分野で活動しているボランティアによる支え合い活動を支援することによって、住民が互いに支え合う地域づくりを目指す。 対象となるボランティアは「高齢者の元気づくり」として、移動支援や生活支援サービス、介護予防支援活動や見守りなどで、「子育て世代の安心づくり」として、キッズクラブや本の読み聞かせ、託児や防犯パトロールなどである。 登録ボランティア数は、本年 6 月末現在 2,124 人で、ポイント交換については 396 万 7,000 円の 1,754 人である。 市外の方も参加でき、1 回の活動につき 1 ポイント、2 時間以上は 2 ポイント交付される。10 ポイント単位（1,000 円）で地域通貨Kマネーと交換できる。年間 100 ポイントまで貯める

ことができる。

地域通貨Kマネーは、市内の登録された協力店（約 400 店舗）で使用することができるもので、協力店からは社会貢献協力金として額面の 1%を地域支え愛ポイント制度に納入してもらっている。

換金事務は郵便局を除く市内の銀行で行っており、換金手数料は無料である。Kマネーの発行額は平成 30 年が 7,777 万 6,000 円で、ポイント交換割合は 4.6%となっている。

市民の反応については、平成 26 年度の登録ボランティアを対象にアンケートを実施した結果、事業趣旨への賛同は 80%を超えており、事業趣旨を理解いただいていると判断しているとのことである。

支え愛地域づくりモデル事業評価委員会を設置しており、商工会議所や金融協会、社会福祉協議会、民生児童委員連絡協議会及びボランティア連絡協議会の 5 団体で構成している。

【考察】

本市のいきいき介護サポーター事業は平成 21 年 9 月から実施され、10 年の実績がある。この事業を基に少子高齢化対策として、可児市のようなボランティア活動の範囲を広げることで、サポーターの登録者が増加することが考えられる。

地域通貨の導入については、地域の担い手にとって活動を継続する励みになるとともに、地域内のお金を「循環」させることで、地域経済の元気づくりに寄与することができると思う。

2. あなたとわたしの心をつなぐ手話言語条例【常滑市】

平成 26 年 9 月に手話言語法の制定を求める意見書を採択後、平成 29 年 6 月の議会一般質問で条例制定について答弁がされた。平成 30 年 5 月から 9 月、愛知教育大学准教授や知多地区

聴覚障害者協議会、常滑手話サークルなど9名（うち3名が聴覚障害者で7名は手話使用可能）による「手話言語条例検討委員会」を4回開催した後、パブリックコメントを実施し、平成30年12月20日に制定されている。

具体的な施策として、各課室へ手話マークや筆談マークのデータを提供し、窓口等への提示を依頼したり、商工会議所やライオンズクラブ、一般市民を対象に手話言語条例に関する研修会を実施、小学生を対象に夏休みミニ手話教室の開催などを行っている。

今後については、手話に触れる機会の創出や、ターゲットを子どもにおいての計画、議場に手話通訳者の設置を検討しているとのことである。

【考察】

障がいのある人、ない人が共に支え合い分け隔てなく暮らすことができる共生社会の実現に向けて、さらなる努力の必要性を感じた。本市においても、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりに手話言語条例制定が必要である。

3. 介護予防及び認知症総合支援事業【大府市】

昭和62年に「健康づくり都市」宣言し、健康づくり都市として歩んできた歴史を持つ市であり、国立高度専門医療センターの一つである「国立長寿医療研究センター」と様々な連携事業を行っている。

「認知症不安ゼロ作戦」として、脳とからだの健康チェックやプラチナ長寿健診（認知症予防健診）、コグニノート（活動記録手帳）を開始している。また、長寿・健康増進事業として栄

	<p>養モデル事業を展開している。</p> <p>平成 29 年 12 月には、日本で初めてとなる認知症施策の総合条例として「大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例」を制定する中で、市民・事業者・地域組織及び関係機関の役割を認識し、相互に連携をすることや、市の責務として、認知症に対する正しい知識の普及や予防、本人及び家族への支援に関する施策の推進を定めている。</p> <p>【考察】</p> <p>本市では、認知症患者への「対応」（相談・見守り体制・介護支援の整備）に迫われ「予防」への推進事業が弱い状況にある。国の機関がある大府市と同様の事業展開は困難とは考えるが、認知症にならないためにも、事業の普及・啓発・相談体制の強化が求められる。そのためにも、認知症地域支援推進員の増員を含めた体制強化、事業所等への認知症サポーター養成講座（毎年 1,000 人増加を目標）や現在 3 カ所の認知症カフェ事業所（令和 2 年度末目標 6 カ所）の増加など、事業者や市民と協働して、できるところから推進すべきである。</p>
<p>今後の委員会の対応又は結論</p>	<p>視察した 3 項目について、今後、市の担当課に情報提供するとともに、意見交換しながら提言を行う。</p>

所管事務調査報告

民生福祉常任委員会

令和元年9月4日

調査事項	証明書コンビニ交付
調査日時	令和元年8月26日午後1時30分から
調査項目	証明書コンビニ交付事業の進捗状況について
調査によって明らかになった事項	<p>証明書コンビニ交付事業について</p> <p>市民の利便性の向上及びマイナンバーカードの普及促進のため、今年度新規事業として5,866万1,000円を計上（委託料の予算額は5,611万5,000円、特別交付税措置は上限6,000万円で事業費の2分の1）したが、随意契約の結果、契約金額は2社合計5,335万円となった。</p> <p>1社は「株式会社サンネット」で、証明書コンビニ交付システム構築業務委託として契約金額4,620万円、期間は令和元年7月8日から令和2年2月29日で、随意契約とした理由は、既存基幹系業務システムとの密接な連携が必要であり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が曖昧になるなど、著しい支障が生じる恐れがあるためということである。</p> <p>もう1社は「日本電気株式会社山口支店」で、戸籍システムコンビニ交付対応業務委託として契約金額715万円、期間は株式会社サンネットと同様である。随意契約とした理由は、コンビニ交付システムへの連携作業や、戸籍システムを安定的に稼働させるためには障害発生時の対応を速やかに行う必要があり、戸籍システムの内容に精通している同一業者に履行させ、責任の所在を明確にする必要があるということである。</p> <p>今後の保守管理については、同社と契約を結ぶ予定で、コ</p>

コンビニ交付が税別で月 45 万円程度、戸籍システムについては詳細が決まっていない。運用経費に関しては、令和 3 年まで 2 分の 1 が交付税措置される。

コンビニ交付の実施状況については、7 月 15 日現在、全国で 628 団体、県内は下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、美祢市、周南市の 11 団体である。

コンビニ交付対象証明書、利用時間及び手数料については、住民票の写し、印鑑登録証明書及び所得課税証明書が毎日 6 時 30 分から 23 時（12 月 29 日から 1 月 3 日及び機器メンテナンス日を除く）で、手数料はそれぞれ 200 円となっている。戸籍証明書（手数料 450 円）及び戸籍の附票の写し（手数料 200 円）が、平日 9 時から 17 時（12 月 29 日から 1 月 3 日及び機器メンテナンス日を除く）で、市役所の開庁時間に限定している理由は、戸籍の関係は休日や夜間でも届出があり、それが反映されていない事実と異なる証明書を発行しないためである。

利用者はコンビニにある端末を自分で操作し、証明書を発行するもので、本人確認としてマイナンバーカードを使用するが、不正使用にならないようにするため、暗証番号は 4 回間違えると使えなくなる。

マイナンバーカードが盗難にあったり紛失した場合、24 時間体制のコールセンターがあり、届けがあれば一時停止の処置となり、コールセンターから市に連絡が入ることになっている。

情報漏えいに関して、総務省はセキュリティに万全を期しているとのことである。

本市のマイナンバーカード交付数は 7 月末現在 6,968 枚で、普及促進策は今後の課題であるが、マイナンバーカードを利用したサービスが広がれば増えてくるとの考えが示され

	<p>た。</p> <p>利用件数の見込みは、開始から3年から4年後に人口の2%から3%、1,200件から1,800件と考えているとのことである。</p> <p>コンビニに支払う手数料は1件117円で、利用時間と手数料共に、県内他市も同様である。</p> <p>今後のスケジュールについて、10月にシステムテストを実施し、システム確認試験や条例改正作業を11月から12月にかけて行った後、令和2年1月に業務運用試験・実店舗試験を行い、2月中に運用開始の予定であるが、10月1日発行の市広報で市民に周知する予定である。</p>
今後の委員会の対応又は結論	<p>万全な準備の下での事業開始となるよう注視するとともに、他団体の状況を調査していく。</p>

所管事務調査報告

	産業建設常任委員会
	令和元年9月4日
調査事項	水道事業の宇部市との広域化について
調査日時	令和元年8月7日 午後11時から
調査によって 明らかにな った事項	<p>昨年作成された「第二次山陽小野田市水道事業等総合計画基本計画書」では本市水道事業の現状と課題等について、今後40年間の推計では給水人口の減少、節水型社会への移行、水道管路の更新費用増加などにより厳しい状況であると示されている。</p> <p>宇部市についても同様の状況であることから、本市と宇部市の水道事業の将来的な広域化についての調査研究が平成25年4月に始まり、同年7月に「水道事業広域化研究会」が発足、翌平成26年7月に最終報告書を両市水道事業管理者に提出、その後、平成27年2月に両市長による意見交換が行われ、水道事業広域化の方向で意見が一致した。</p> <p>それを受け、平成27年6月に両市の管理者以下幹部職員で構成する宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会が設置され、これまで9回の検討委員会が開催されている。</p> <p>広域化のメリットとしては、事務の共同処理による組織のスリム化、施設規模の拡大によるスケールメリット、経営規模の拡大による資金の弾力的な運用などがある。</p> <p>平成20年に水道事業広域化の形態を厚生労働省が示しており、段階的に「施設の共同化」、「管理の一体化」、「経営の一体化」、「事業統合」がある。当初、「経営の一体化」レベルでの広域化の検討を進めていたが、事業認可の手続きが煩雑であり、先進事例を考慮したうえで「事業統合」を目指すことで合意している。</p> <p>浄水場の再編計画については、厚東川水系を利用する本市保有の高天原浄水場、宇部市保有の広瀬浄水場、中山浄水場を段階的に廃止し、将来的には広瀬1箇所に浄水機能を集約していくこととしている。</p> <p>広域化に関する業務量が増加することが予想されるため、本年4月、宇部市上下水道局の組織内に両市職員で構成する「水道広域推進室」を設置した。また、検討委員会にも「専門部会」を設置し、各分野におけるエキスパートが事務調整を開始している。この「水道広域推進室」と「専門部会」が連携しながら検討委員会に報告・審議することで事業統合に向けた協議を加速化している。</p> <p>今後の予定については、検討委員会最終報告を両市議会に報告するとともに、両市長による法定協議会設置の覚書を締結し、その後、構成市議会で法定</p>

	<p>協議会の設置議案の審議を行い、法定協議会が設置されれば、一部事務組合設置に向けた様々な事項について審議することになる。法定協議会での審議がすべて終了すれば、両市長により一部事務組合設置の基本協定を締結し、構成市議会で両市の既存の水道事業設置条例の廃止と一部事務組合設置条例などの審議、議決の後、山口県へ一部事務組合設置の認可申請をする。それ以降は一部事務組合議会の中で、条例や予算を審査し、厚生労働省へ両市の既存の水道事業廃止届と創設水道事業認可申請を行ったのち、一部事務組合として事業を開始することになる。</p> <p>《 主な質疑 》</p> <p>「メリットだけが強調されているが、当然デメリットもあるのでは」との問いに「水道法の改正は水道事業体の基盤強化を図れというもの、短期的に見れば危惧する点もあるが、どちらの職員も長期のスパンで見れば広域にしたほうがよいとの思いをもっている。本市だけが不利になることはない」との答弁。</p> <p>「料金改定はされるのか」との問いに「両市の市民で同一の料金が普通であると考えているため、宇部市と料金を合わせ、平成28年度に出した15%までではないが、山陽小野田市民には約7%を増額し水道料金を負担していただけないかと考えている」との答弁。</p> <p>「本市の管路の更新はどうなるのか」との問いに「当初の目標より若干遅れても、広域化を優先したい」との答弁。</p> <p>「宇部市もアセットマネジメントはされているのか」との問いに「作成されているが、その結果を見て本市との単純比較は難しい」との答弁。</p> <p>「事業統合した際、宇部市に料金を合わせるとのことだが、段階的に上げずに統一料金になるのか」との問いに「方針としてはその方向であるが、最終的には法定協などで詰められると考えている」との答弁。</p> <p>「広域化の課題であった宇部市の上下水道、本市の工業用水道について解決の見通しは」との問いに「今は宇部市上下水道局となっているが、下水道を市長部局に戻し上水だけが本市と一緒にする予定で、本市の工業用水道については検討中だが、広域化後も一部事務組合でやることは可能と聞いている」との答弁。</p> <p>「広域化推進室の設置ということだが、設置場所と条例はどうなっているか」との問いに「現在、宇部市上下水道局内に広域化推進室を設け、職員については変則だが、本市職員が出張扱いで通っている。条例は設置していない。」との答弁。</p>
<p>今後の委員会の対応又は結論</p>	<p>当初、両市それぞれの条件や利害が異なり、進み具合にもどかしさが伺えたが、広域化の重要性は両市とも共通認識で今年になって一気に進んだようである。今後、広域化協議が加速して進展することと並行し、委員会を開催し、説明を求めていく。</p> <p>特に、料金改定はデリケートな問題で市民にとっても最大の関心事と捉えており、十分な審査を行っていく。</p>